

# 区立保育園・子ども園における 医療的ケア児の保育について

(令和5年11月現在)

新宿区では、医療的ケア児が他の児童と共に保育を受けることができるよう、保育園等で医療的ケア児の保育を行っています。

## 医療的ケア実施予定園・人数

区立認可保育所及び認定こども園 1施設につき1名まで  
(富久町保育園及び早稲田南町保育園分園を除く)

## 実施条件

- 保育の必要性があること（認定こども園幼稚園機能を除く。）
- 新宿区が設置する入園及び保育環境検討会において、お子さんの受け入れが可能と判断されること

## 保育時間等

お子さんの心身の状態及び保護者の状況等を考慮して決定します。  
※土曜保育及び延長保育等の特別保育は実施しません。

### 【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係  
電話：03-5273-4527





### 申し込み～利用調整

1

入園を希望する場合は、必要書類を保育課入園・認定係へ提出してください。希望する園の空き状況に応じて、利用調整基準指数等に基づき調整を行い、入園児童を内々定めます。

施設の設備の状況等により受け入れができない場合もあるため、お申し込みの際、希望園には、通える園をできるだけ多くご記入ください。

### 内々定園での保育観察（体験保育）

2

原則として1か月以内の体験保育を通じて、保育観察を行います。

※ 体験保育中の医療的ケアは、保護者の方に行っていただきます。

### 入園及び保育環境検討会

3

園長、医師、担当課職員等が出席し、主治医意見書や保育観察の資料等に基づき、内々定園における医療的ケアが実施可能かどうかを総合的に判定します。

※ 進級時や医療的ケアの内容に変更が生じた場合などは、入園及び保育環境検討会において、入園の継続について改めて判定を行います。

### 面接及び健康診断

4

入園及び保育環境検討会で受け入れ可能（内定）と判定された場合は、内定園での面接と健康診断を受けていただき、入園及び医療的ケアの実施についての決定をお知らせします。

### 園での受け入れ準備～入園

5

区では、医療的ケアの実施に必要な人員体制を整えます。また、保護者と綿密に調整したうえで、医療的ケアの実施等に係る計画を作成します。これらの準備が整い次第、保育を開始します。

※ 入園及び保育環境検討会において、お子さんの成長や医療的ケアの内容変更等により、在籍する園の設備では安全に保育及び医療的ケアが実施できないと判定されたときは、転園が必要となる場合があります。